

第5次寝屋川市地域福祉計画(素案)について、みなさんの意見を募集します -パブリック・コメント手続-

1 第5次寝屋川市地域福祉計画(素案)とは?

令和3年3月に策定した「第4次寝屋川市地域福祉計画」が令和7年度に計画期間が終了するため、令和8年度からの5年間の地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方と施策の方向性を示すものとして、「第5次地域福祉計画」を策定するものです。

※ 資料は、福祉総務課、市民情報コーナー、市立中央・東図書館、各シティ・ステーション及び堀溝サービス窓口、市ホームページで見ることができます。

2 意見の提出方法等

(1) 意見を提出できる人

- ア 寝屋川市内に住んでいる人
- イ 寝屋川市内の事務所や事業所に勤めている人
- ウ 寝屋川市内の学校に通学している人
- エ 寝屋川市内に事務所や事業所を持つ個人や法人その他の団体
- オ 寝屋川市税の納税義務を有する人
- カ この案件に利害関係を有する人

(2) 意見の募集期間

令和8年2月2日(月)～令和8年3月2日(月)まで

※ 郵送の場合は、令和8年3月2日(月)必着とします。

(3) 提出方法

下記記載の提出先に、直接書面を持参するか、郵便、ファクシミリ、電子メールにて提出してください。意見には、必ず住所・氏名・案件名を明記してください。様式を添えておりますが、任意の様式でも構いません。

直接持参される場合は、平日の午前9時から午後5時30分までにご持参下さい。

※ 提出された意見は、原則として公表します。

なお、提出者個人の住所・氏名等の情報については、寝屋川市個人情報保護条例に基づいて、適切に扱います。

※ 政策に対する賛成・反対ではなく、具体的な修正意見をお願いします。

※ 電話など口頭による意見の受付は行いません。

(4) 提出先・問合せ先

寝屋川市福祉部福祉総務課

〒572-8566 寝屋川市池田西町24番5号(市立池の里市民交流センター内)

TEL 072-838-0171(直通) FAX 072-838-9800

e-mail: fukushi@city.neyagawa.osaka.jp

(5) 提出された意見の扱い

市は、提出された意見を受け止め、案に盛り込めるかどうかよく考えた上で、提出された意見のあらましと、意見に対する考え方を公表します。

※ 個々の意見に対して、直接回答はしません。